

富田林市教育委員会の後援等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市教育委員会（以下、「委員会」という。）の後援等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「後援等」とは委員会の後援の名義使用、並びにそれに伴う委員会名による表彰その他委員会が認めるものをいう。

(後援等の対象)

第3条 委員会は、教育、文化、生涯学習、学術及びスポーツの振興等に資する諸事業（講演会、展覧会、発表会、音楽会、演劇会、映画会、スポーツ大会などの各種集会・大会などに類する催事をいう。）に対し、後援等を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは後援することができない。

- (1) 申請の内容が委員会が推進する政策並びに施策に寄与しない事業
- (2) 申請の内容が公共性・公益性を有さず、あるいは公序良俗に反するものまたはその恐れがある場合
- (3) 申請の内容が、営利を主たる目的とする事業
- (4) 申請の内容が、政治的、宗教的な活動と認められる事業
- (5) 特定の会員等を対象とする事業
- (6) 事業の対象者に富田林市民を含まない場合
- (7) 事業の性質または規模等に勘案して教育効果の乏しい事業
- (8) 後援等を理由に、委員会に対し、人的・物的な協力や活動等への協力を求める事業
- (9) 参加者等に金品の寄付、または援助、事業参加、広報活動等を強要する事業
- (10) 入場料やその他の費用を徴収する場合は、その目的や額が社会通念上妥当でない場合
- (11) 表彰等の場合は、その審査基準が公正・公平・明確でない場合
- (12) 過去に後援等を行った事業については、承認等の条件に反した場合
- (13) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる事業
- (14) 申請団体の代表者又は役員が条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である事業
- (15) 前各号に掲げるもののほか、委員会が後援等することが不相当と認められる事業

(事務処理)

第4条 前条の規定による委員会の後援等に関する事務は、「富田林市教育委員会事務決裁規則」により処理するものとする。その際、関係主務課長は教育総務部教育総務課長と合議の上、決裁を得るものとする。

2 前項の規定によりその事務を処理したときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

(申請手続き)

第5条 後援等を申請しようとする者は、事業実施日の30日前までに、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。ただし、新規の申請は60日前までに、提出するものとする。

- (1) 後援等申請書(様式第1号)
- (2) 事業の内容が把握できる書類
- (3) 主催団体の会則または活動内容や活動実績がわかる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(承認書の交付)

第6条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し後援等することが適切と認めるときは、後援等承認書(様式第2号)により、申請者に交付するものとする。

(承認等の取り消し)

第7条 前条の規定により後援等の承認を行った事業が、承認後に第3条の各号に該当することがわかった場合、もしくは申請に虚偽の事実が記載されているときはその承認を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第8条 後援等の承認を受けた者は、事業完了後、速やかに次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業の内容が把握できる資料

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月24日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙については、当分の間、この要領による改正後の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。

附則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。